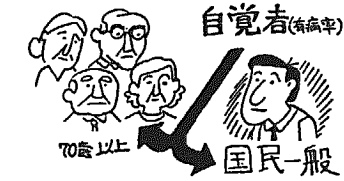


国民医療費は年々増え続けており、昭和五十六年度は年間約十三兆円にも達しました。なかでも、お年寄りの医療費は、老人医療費の無料化や医学技術の進歩などで約三兆円近くにもなり、国民医療費の二〇%以上を占めるようになってい

### 創設の背景

とになります。増え続ける老人医療費を効率化し、国民がみんな公平に負担することは、これからの老人医療の重要な課題です。また、長期的には、国民が健康な老後を迎えることができるよう、若い時からの予防や健康増進の重要性が増しています。

## お年寄りの有病率の増加が医療費を圧迫



70歳以上

どんなに若々しく健康な人もいつかは老後を迎えなくてはなりません。しかし、病気と全く無縁の老後はなかなか考えられません。この新制度のスタートをきっかけに、わたしたち1人1人が、健康な老後を迎えられるよう、健康づくり、に関心を寄せたいものです。

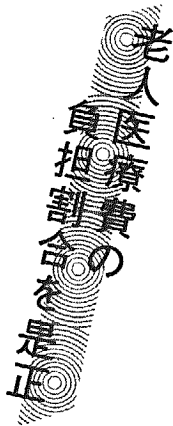
老人健康保険制度についての、お問い合わせは、役場住民福祉課(☎24111)へどうぞ。

**\*費用の一部負担**  
外来(通院)の場合は、その月の最初の診療日に四百円の一部負担金を医療機関に支払うことになります。総合病院の場合は、各診療科を一つの医療機関とみなしますから、原則として各診療科ごとに支払うこととなります。入院時の一部負担金は、一日当たり三百円です。ただし、同じ病院または診療所に継続して二カ月(健保・船保・日雇・共済の被保険者本人の場合は五十日)を超えて入院したときは、その後は支払う必要はありません。

**\*医療の対象者**  
老人保健の医療は、七十歳以上の加入者および六十五歳以上七十歳未満で寝たきりなどの状態にある医療保険の加入者が対象となります。ただし、六十五歳以上七十歳未満の人については、あらかじめ寝たきりなどの状態にあるという村長の認定を受けなければなりません。

**\*健康手帳の交付**  
医療は七十歳の誕生日または寝たきりなどの状態にある旨の認定を受けた月の翌月(認定を受けた日が月の初日である場合はその月)から開始されます。今までの老人医療費受給者証の代わりに健康手帳が交付されます。これは医療の受給資格を証明し、医療と日常の健康管理に役立たせるために健康診断などの結果を記録するものです。医療を受ける場合には、この健康手帳に保険証を添えて提示することになります。

### 拠出金



老人保健制度では、七十歳以上の人の医療費を国・県・村と医療保険各制度の保険者が負担することになります。医療保険制度には、健康保険、国民健康保険、共済組合などがありますが、それらの老人医療費の負担割合には、アンバランスなところがありません。

次のような事情があります。現在、国民健康保険に加入しているお年寄りの多くは、若いころには健康保険や共済組合に加入していましたが、しかし、退職すると健康保険などに加入できないため国民健康保険に移ります。そのため老人加入率が増えてしまうのです。



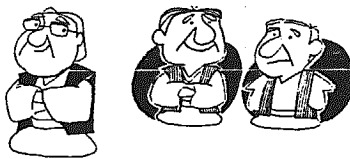
# 今月からスタート 老人保健制度

本格的な高齢化社会にそなえて

## 実際の医療の受け方

老人保健制度の医療についてぜひ知っておいていただきたい点をまとめてみました。

**\*医療の対象者**  
老人保健の医療は、七十歳以上の加入者および六十五歳以上七十歳未満で寝たきりなどの状態にある医療保険の加入者が対象となります。ただし、六十五歳以上七十歳未満の人については、あらかじめ寝たきりなどの状態にあるという村長の認定を受けなければなりません。



医療は七十歳の誕生日または寝たきりなどの状態にある旨の認定を受けた月の翌月(認定を受けた日が月の初日である場合はその月)から開始されます。今までの老人医療費受給者証の代わりに健康手帳が交付されます。これは医療の受給資格を証明し、医療と日常の健康管理に役立たせるために健康診断などの結果を記録するものです。医療を受ける場合には、この健康手帳に保険証を添えて提示することになります。